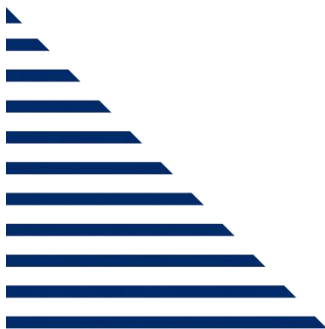




長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画

令和元年5月

長岡京市



目 次

第1章 基本条件の整理	1
(1) 「長岡京市共生型福祉施設構想調査」の要点	1
(2) 「長岡京市共生型福祉施設構想調査」後の状況変化	2
第2章 施設構想・基本計画	6
(1) 基本理念と整備方針	6
(2) 共生型福祉施設の機能構成	7
(3) 土地利用の検討	9
(4) 機能ごとの諸室	10
(5) 機能配置のイメージ	13
(6) 概算事業費	14
第3章 設計に向けて	15
(1) 未確定条件の確定	15
(2) 施設整備の事業化	15
(3) スケジュール	17

(資料編)

第1章 基本条件の整理

(1) 「長岡京市共生型福祉施設構想調査」の要点

本市では、平成30年3月に「長岡京市共生型福祉施設構想調査」を取りまとめており、本構想・計画が引き継ぐべき要点は次のとおりである。

〈ニーズ分析に見る機能要請〉

<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉センター竹寿苑を移転し、新たに介護予防拠点としての機能を付与すること ・ 障がい者の入所施設（知的・重度）と地域生活支援拠点の整備 ・ 児童発達支援センターの整備 ・ 障がい児入所施設の整備と緊急時の短期入所での受け入れ ・ 児童養護施設の整備とショートステイ、トワイライトステイのサービス提供 ・ 障がい者の就労や就労希望者の就労体験の場となり、地域住民との交流を図ることができる施設の整備 ・ 教育施設・福祉施設の連携が生み出す多様な実習環境を活かした、福祉人材を育成する機能の整備 ・ 福祉避難所としての機能を有すること
--

〈機能要請に応じた施設例〉

① 老人福祉センター 竹寿苑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能が独立した施設として整備
② 地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援またはグループホーム（重度心身障がいにも対応） ・ 短期入所 ・ 日中活動（生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練など多機能型での実施を検討） ・ 24時間対応の相談・緊急時対応
③ 児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙訓圏域で生活している障がい児やその家族に対する支援（児童発達支援） ・ 児童発達支援等の事業所や障がい児を受け入れている保育所・学校等への援助・助言（地域支援） ・ 医師や臨床心理士による診察・発達検査 ・ 市の教育支援センターや、支援学校の地域支援センターとの連携を考慮
④ 児童入所機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に係る入所系施設との複合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児入所施設または児童心理治療施設 ・ 児童養護施設及び乳児院（子どものショートステイ、トワイライトステイ）
⑤ 支援学校との連携機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の就労や、就労希望者の就労体験の場 ・ 地域住民との交流の場
⑥ 福祉人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修・実習の場

〈その他、共生型福祉施設として考慮すべき機能〉

<ul style="list-style-type: none"> ・ ニートや引きこもりなど、多様な福祉課題をもつ人に対する支援の場 ・ 地域住民をはじめとする市民の全世代交流型スペースとして、高齢者や障がいのある人等だけでなく、子どもから大人まで、いろいろな世代が集える場 ・ 乳幼児と保護者が憩う場
--

(2) 「長岡京市共生型福祉施設構想調査」後の状況変化

標記の調査後、国・京都府に以下の動向があり、これらを踏まえた構想・計画としていく必要がある。

【国】

① 障害者基本計画（第4次）

平成30年3月に、政府が講じる障がい者施策の最も基本的な計画である第4次障害者基本計画が策定された。

同計画では、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」ことを基本理念としている。

また、「障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る」ため、以下の事項に取り組むこととしている。

- 常時介護を必要とする障害者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。
- 地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。
- 地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害者の支援を推進し、また、障害者の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。

② 改正障害者総合支援法等の施行及び平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から11年が経過し、平成27年度の「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた改正障害者総合支援法等が平成30年4月1日に施行、合わせて平成30年度障害福祉サービス等報酬改定が実施された。

また、障がい者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型（日中サービス支援型共同生活援助）が創設された。

③ 新しい社会的養育ビジョン（平成 29 年 8 月）

平成 28 年児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定したことを受けてとりまとめ公表された。また、乳幼児の家庭養育原則の徹底を謳う中で「原則として施設への新規措置入所を停止」するとしている。

また、同ビジョンでは「保護者と子どもの分離が必要な事情があり、分離した後の代替養育を公的に保障しサービスを提供する場合は、措置・契約の形態如何に関わらず社会的養護に含める」としており、児童養護施設への措置だけでなく、保護者と施設の契約で入所している障害児入所施設も社会的養護に含まれている。

京都府においても国のビジョンに基づいた施策展開を行うこととされていることから、児童養護施設並びに障害児入所施設の新設は極めて難しい状況となっている。

【京都府】

①向日が丘支援学校改築基本構想検討会議の設置・開催

京都府教育委員会が、向日が丘支援学校の改築整備に向けた基本構想の策定に向け、意見を聴取することを目的に、乙訓地域の教育、福祉分野の関係者、向日が丘支援学校保護者により構成する検討会議を設置された。

平成 30 年 9 月から平成 31 年 3 月までに 4 回の会議が開催され、向日が丘支援学校に期待される教育活動はもとより、乙訓地域の小中学校における特別支援教育や福祉サービスとの連携など、切れ目ない支援体制の構築に向けた今日的課題と効果的な連携の在り方について幅広く意見交換が行われた。

本検討会議においては、支援学校改築基本構想と長岡京市共生型福祉施設構想という 2 つの構想を効果的な取り組みにつなげるため、教育と福祉が持つ役割と専門性を踏まえつつ、総合的な支援を提供する新たな 1 つの拠点を目指すことが必要との意見が出され、共生社会の実現に向けた学校・福祉連携モデル構築への期待が寄せられている。

また、改築整備の基本方針への意見として、「様々な支援が一つの場所で機能する総合的な整備計画」、「学校と福祉施設が有機的に繋がり地域拠点となるゾーンング」等が提案されている。

② 発達障がい児支援・連携ネットワーク構築事業の展開

専門的な支援が必要な発達障がいのある子どもに対して、医療・福祉・相談をトータルパッケージで提供できる発達障がい児支援の3拠点を整備し、府内全域での発達障がい児支援の底上げを図るものとしている。

乙訓地域を含む府南部地域については、「府立こども発達支援センター（はばたき：こども相談室（京田辺市））」を支援拠点と位置付けている。

③ 京都式農福連携事業の展開

「消費拡大による地域経済の活性化のため、障害者の就農促進を図る『農福連携』と、地域の高齢者や若者など多種多世代が寄り添う『地域共生』の二つの手法を組み合わせ、誰もが受け手や支え手になれる京都ならではの共生社会を構築することを目指す」としている。

向日が丘支援学校周辺には、まとまりのある農地が広がっており、沿道からは西山山麓の景観の広がりを望むことが出来る。「第二期長岡京市都市計画マスタープラン」では、向日が丘支援学校及びその周辺地域を「農業ゾーン」と設定し、周辺の住宅や西山との調和のとれた農業振興と貴重な田園資源を保全した環境の活用を目指すこととしている。

福祉・教育施設と農地が隣接する地域特性を活かし、農業と福祉・教育分野の活動や交流の活性化を図るため、京都式農福連携事業の活用を考慮する必要がある。

【長岡京市】

① 向日が丘支援学校保護者対象アンケート調査（平成31年1月）

共生型福祉施設の整備に際しては、隣接することとなる向日が丘支援学校との機能連携を重視し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を構築し、地域生活・社会生活に円滑につながっていけるよう、教育支援・体験・交流機能を担う施設を整備することが期待されている。

そこで、共生型福祉施設に係るニーズを把握し、構想策定の参考とするため、平成31年1月に向日が丘支援学校在校生の保護者を対象にアンケート調査を実施した。

共生型福祉施設として整備を期待する施設・機能等について自由記述式で意見を求めたところ、39名の方から延べ139件の意見を得ることができた。（児童生徒数144名、アンケート回収率27.1%）

最も多くの意見があったのは、生活の場としての施設入所機能（入所施設・グループホーム）の整備であり、特に重度心身障がいへの対応に期待する声が多く寄せ

られた。

次に多かったのは、緊急時に利用できる施設の整備であった。短期入所施設については、緊急時のみならず、将来的な一人暮らしや親亡き後の地域生活を見据えての宿泊体験としての利用ニーズも上がっていた。

その他には、生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練など日中活動の場の充実を求める意見や、児童発達支援センターの整備（特に医師の診察や発達検査、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）などの療育体制の充実）、共生型福祉施設と特別支援学校との機能連携（特別支援学校在学中に就労体験ができる施設や余暇活動が充実する設備等の整備）に対する期待の声が多く上がっていた。

また、施設の立地や配置については、支援学校も含め出来る限り開放的で地域に開かれた空間となることを望む意見と、安全面や障がい特性への配慮から、支援学校と福祉施設は柵等で明確に分離すべき、との両面の意見が上がっており、支援学校と福祉施設の物理的な区分けについては、今後、双方の意見を踏まえながら、京都府と協議を進める必要がある。

第2章 施設構想・基本計画

(1) 基本理念と整備方針

ふれあい・学びあい・育ちあう

地域に開かれた共生型福祉施設

支援学校との機能連携を軸としつつ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えた「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりを牽引する施設としての整備に向けて、新施設のあるべき姿を上記のとおり表すこととする。

これを踏まえて、障がいのある人の地域生活や、子どもの発達を支えるといった共生型福祉施設の機能を具体的に整備するにあたって、考慮すべき基本的な整備の方針として、以下の3つを示す。

方針1 障がいのある人とない人のふれあい・交流を大切にする

方針2 様々な人が学びあい・育ちあう場とする

方針3 誰もが訪れやすい、地域に開かれた場とする

(2) 共生型福祉施設の機能構成

① 共生型福祉施設の機能構成

基本条件、基本理念と整備方針から、現段階の施設の機能構成の想定を以下のとおり整理する。

なお、本構想は、京都府立向日が丘支援学校の改築に合わせた福祉施設の一体的整備を前提としているため、内容については今後の京都府との協議により変更が有り得る。

施設の構成（現段階想定）

基本施設	老人福祉センター 竹寿苑	<ul style="list-style-type: none"> 既存の老人福祉センターが有する機能に介護予防機能を付与し、新たな介護予防拠点として整備 相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、広間・図書コーナー、軽トレーニングルーム、その他必要諸室等を整備
	地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援またはグループホーム（重度心身障がいにも対応） 短期入所 日中活動（生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、自立訓練など多機能型での実施を検討） 24 時間対応の相談・緊急時対応
	児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 乙訓圏域で生活している障がい児やその家族に対する支援（児童発達支援・放課後等デイサービス） 児童発達支援等の事業所や障がい児を受け入れている保育所・学校等への援助・助言（地域支援） 臨床心理士等の専門職による相談・検査 市の教育支援センターや、支援学校の地域支援センターとの連携を考慮
付加機能	支援学校との連携機能	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労や、就労希望者の就労体験の場 地域住民との交流の場
	福祉人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携による福祉人材の確保や育成に向けた研修・実習の場の提供 市民を対象とした各種講座（ボランティア講座等）の開催
	地域共生機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民をはじめとする市民の全世代交流型スペースとして、高齢者や障がいのある人等だけでなく、子どもからお年寄りまで、いろいろな世代が集える場（カフェ・ギャラリー等） 乳幼児と保護者が憩う子育て支援の場（キッズスペース・サロン等） 農福連携の推進拠点 災害時の福祉避難所とするための防災備蓄倉庫等の設置 ニートや引きこもりなど、多様な福祉課題をもつ人に対しての就労支援の場

② 長岡京市共生型福祉施設構想調査報告書（平成29年度）からの変更点

- 児童発達支援センターの整備にあたっては、医師の配置に対する期待が大きい
が、専門的な医師の不足により全国的に発達障がいの診断にかかる初診待機が長
期化しているのが現状である。臨床心理士等の専門職による相談・検査から医療
機関の医師による診断へとスムーズにつなげるため、京都府南部地域の発達障が
い児支援拠点である府立こども発達支援センターや医療機関等とのネットワー
ク構築を図ることとする。
- 児童入所機能については、国・府の動向や、支援学校保護者へのアンケート結
果を踏まえ、児童が長期間入所する施設の整備よりも、地域生活支援拠点として
整備するグループホーム等において、障がい児・者を問わず緊急時、必要時に確
実に短期入所施設を利用できるよう施設を整備することに重点を置くこととす
る。
- 地域住民をはじめ、あらゆる世代に開かれた施設として親しみを持っていただ
けるよう、地域共生機能の充実を図る。

(3) 土地利用の検討

長岡京市共生型福祉施設構想調査報告書（平成29年度）や以降の状況変化、向日が丘支援学校保護者対象アンケート調査（平成31年1月）の結果等を踏まえた上で、土地利用の検討を行い、特に重視すべき点について次の通り整理した。

- 向日が丘支援学校との機能連携を重視した配置とすること
- 乙訓圏域の障がい福祉サービス事業所で作られた商品の販売や、作品の展示に活用できること
- 子どもからお年寄りまで、全世代が気軽に集い交流を図れること
- カフェ等の福祉就労施設について、地域住民や観光客等の集客を見込めること

共生型福祉施設は、支援学校の敷地の一部について京都府から譲渡（提供）を受け整備することを基本としているが、仮に福祉施設が支援学校の北側に立地するとなれば、施設に接続するための周辺道路用地の買収や道路整備に多額の費用が必要となる。また、「地域に開かれた」福祉施設及び支援学校を一体的に整備するという観点からも、福祉施設と支援学校がともに府道大山崎大枝線に面し、東西に並立するような配置となることが望ましい。

ただし、これらはいくまで本市の意向であり、実際に京都府から譲渡（提供）を受ける土地の位置と範囲については、向日が丘支援学校の整備方針や手法により大きく変動するため、今後も京都府との協議を継続しつつ、共生型福祉施設の配置にかかる詳細な検討は譲渡（提供）エリア確定後に行うこととする。

《土地利用イメージ》



(4) 機能ごとの諸室

土地利用の検討結果を踏まえて、施設の構成（現段階の想定）を踏まえた諸室の設定を以下のとおりと仮定し、概算面積を算出する。

（共生型福祉施設の想定規模概要）

	施設・機能	床面積
①	老人福祉センター竹寿苑	1,000 m ²
②	地域生活支援拠点	1,500 m ²
③	児童発達支援センター	1,000 m ²
④	付加機能（支援学校との連携機能・地域共生機能）	1,600 m ²
⑤	付加機能（福祉人材育成機能）	400 m ²
	計	5,500 m ²

（機能別諸室及び規模一覧）

① 老人福祉センター竹寿苑

部屋・設備	規模 (m ²)	施設整備基準
相談室	20	
機能回復訓練室	40	
集会室	100	
教養娯楽室	6室 180	
広間・図書コーナー	60	
軽トレーニングルーム	150	
浴場	100	
事務室	30	
トイレ	60	
湯沸室	10	
機械室	50	
共用部分（階段、廊下、倉庫等）	200	
延床面積	1,000 m ²	495.5 m ² 以上
駐車場	25台	

② 地域生活支援拠点（障がい者支援施設）

部屋・設備	規模 (㎡)	施設整備基準
会議室	50	
機能回復訓練室	50	訓練に支障がない広さ
余暇室	50	
作業室	150	作業に支障がない広さ
個人居室	10㎡*30名	9.9 ㎡/人以上（収納設備除く）、地階不可
ショートステイ	10㎡*10名	8 ㎡/人以上、地階不可
相談室	50	
浴室	10	
当直室	20	
食堂	120	
医務室	30	
調理室	70	
事務室	60	
更衣室	40	
洗面・トイレ	50	居室のある階ごとに設置
共用部分（階段、廊下、倉庫等）	350	廊下幅 1.5m以上(中廊下は 1.8m以上)
延床面積	1,500 ㎡	
駐車場	30 台	

③ 児童発達支援センター

部屋・設備	規模 (㎡)	施設整備基準
受付	10	
静養室	30	
会議室	60	
研修室	100	
活動室	80	1.65 ㎡/人（遊戯室）
集団指導室	3 室 90	2.47 ㎡/人（指導訓練室）、10 人/室
ミラー観察室	3 室 20	
相談室	5 室 60	
医務室	60	

調理室	80	
職員室	60	
事務室	60	
トイレ	40	
共用部分（階段、廊下、倉庫等）	250	
延床面積	1,000 m ²	
駐車場	10台	

④ 付加機能（支援学校との連携機能・地域共生機能）

部屋・設備	規模（m ² ）	用途
カフェ	300	就労訓練
ギャラリー・物販スペース等	300	支援学校や障がい福祉サービス事業所の商品販売、作品展示等
全世代交流型スペース	300	市民交流スペース
キッズスペース・遊戯スペース	300	乳幼児と保護者が憩う場
相談室（仮）	100	
防災倉庫（仮）	100	福祉避難所機能に備えた備蓄等
トイレ	50	
共用部分（廊下、ホール等）	150	
延床面積	1,600 m ²	
屋外広場	300 m ²	乳幼児向け遊具公園、芝生広場等
駐車場	30台	

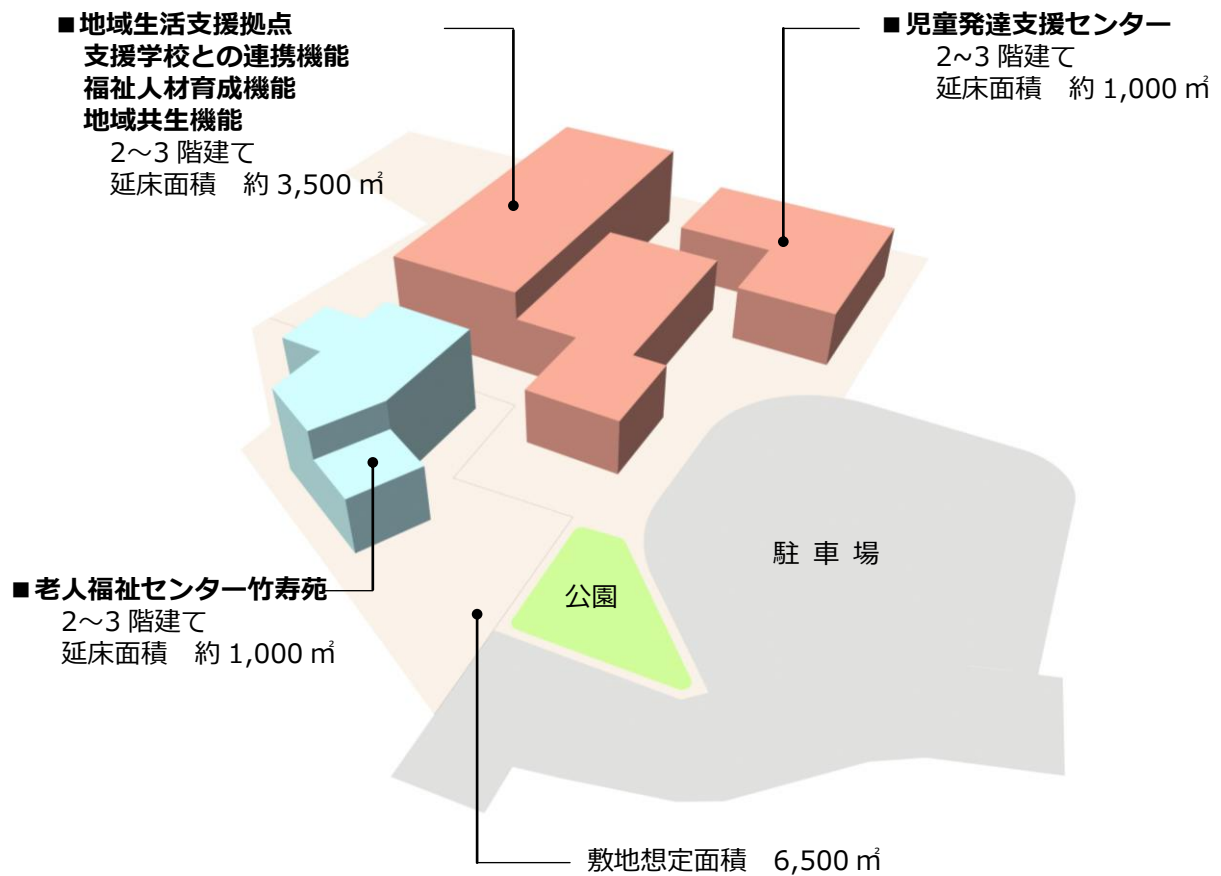
⑤ 付加機能（福祉人材育成機能）

部屋・設備	規模（m ² ）	施設整備基準
研修室	150	
資料室	50	
湯沸室	20	
更衣室	20	
トイレ	10	
共用部分（廊下、ホール等）	150	
延床面積	400 m ²	
駐車場	10台	

(5) 機能配置のイメージ

(4) の内容を踏まえた各施設の大まかな機能配置

《共生型福祉施設全体の機能配置》



(6) 概算事業費

施設の構成と諸室の設定、機能配置のイメージを踏まえて、共生型福祉施設の建設に要するごく荒い工事費の概算を以下に示す（府・市・民間の事業費負担の割合なども含めて、詳細については、今後の計画の進捗を踏まえて別途検討する）。

項目		金額（千円）	備考
建築 工事	老人福祉センター竹寿苑	380,000	建築工事、設備工事、屋外整備工事
	老人福祉センター竹寿苑以外	1,720,000	
	計	2,100,000	

※金額は諸経費込、税別

※独立行政法人福祉医療機構が公表している「平成 29 年度 福祉・医療施設の建設費について」を参考に平米単価を算出

第3章 設計に向けて

(1) 未確定条件の確定

この構想・基本計画をもとに、設計に向けた取り組みを進めていくにあたって、まず、次の未確定条件について検討を進め、条件の確定を図っていく必要がある。

① 用地の取得

京都府との協議の中で、本市が利用できる用地についての条件を詰めていくとともに、並行して、接続道路と敷地の整形化に必要な用地の取得を進める。

② 地区計画の策定

計画地が市街化調整区域内にあることから、開発行為の目的と必要性、また、計画範囲と制限項目の確定を図って、開発行為が可能となるよう地区計画を策定する。

なお、支援学校は独立した別の施設ではあるが、共生型福祉施設との連携を重視すべきことを踏まえて、地区計画の範囲は支援学校敷地と一体的に設定することが妥当である。

(2) 施設整備の事業化

施設整備の具体的な事業化に向けて、行政とのパートナーシップのもとで、施設の適切な管理・運営を行う事業者を選定していく必要がある。

① 事業化手法の検討

今後の事業化について、利用料が原則無料で事業収入の見込めない老人福祉センター竹寿苑のみ直営または指定管理による公共施設として整備する。

その他の施設については、経験豊かなノウハウの活用により、多様化するニーズに柔軟かつ迅速に対応することが期待できることに加え、施設整備に際して国や府の補助が受けられることにより市の財政面での負担軽減も図れることから、民間の社会福祉法人等による整備・運営を基本とする。

事業敷地についてはすべて市が所有し、民間の社会福祉法人等による施設整備に係る土地は貸与を原則とする。

今後、事業化に前向きな社会福祉法人等に対して意向聴取を行った上で事業者の募集要項を定め、企画提案による事業者選定を行う。募集要項の作成に際しては、支援学校との連携機能の構築が十分図れるような内容とする。

(参考事例)

単独の法人による整備・運営	共同事業体（JV）による整備・運営
<p>＜高浜町ライフサポートステーション＞</p> <p>○ 次の 6 つの機能を必須機能として、事業者による用地活用提案を求めて、社会福祉法人を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全世代交流型スペース ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（介護保険制度） ・ 地域生活支援拠点機能 ・ 生活利便機能 ・ 火災時等緊急利用スペース（屋内） ・ 「共同生活援助」「短期入所」（障害者総合支援法） <p>○ 全世代を対象に、企業主導型保育園、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、障がい者グループホーム、障がい者ショートステイ、就労継続支援 A・B、地域密着型サービスとして地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、カフェ、子ども食堂、わんにゃんセラピーなど、多様なサービスを提供している。</p> <p>○ 分野を超えて横断的に支援ができる「総合的な福祉人材の育成」も目指している。</p>	<p>＜川崎市北部リハビリテーションセンター＞</p> <p>○ 同センターは、「障害者センター」、「日中活動センター」、「地域生活支援センター」、「就労援助センター」の4つのセンターで構成されており、「老人いこいの家」と合築の施設となっている。</p> <p>○ 障害者センターの在宅支援室と、日中活動センター、地域生活支援センター、老人憩いの家については指定管理とし、施設全体として行政と指定管理者による共同事業体（JV）で運営している。</p>

(3) スケジュール

共生型福祉施設整備については、概ね次のようなスケジュールを見込む。なお、周辺状況や支援学校改築の進捗状況等により変更が有り得る。

1年目

- 共生型福祉施設用地に係る協議
- 事業化手法と事業者選定に係る検討
- 事業者意向の聴取
- 地区計画の検討

2年目

- 共生型福祉施設用地に係る協議
- 地区計画の策定
- 開発許可の取得と造成設計
- 老人福祉センター竹寿苑改築基本計画

3年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- 造成工事
- 基本設計
- 実施設計

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- 事業者選定に係る仕様書等の調整
- 事業者選定

4年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- 実施設計
- 建築工事

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- 造成工事
- 基本設計

5年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- 建築工事

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- 実施設計

6年目

<老人福祉センター竹寿苑>

- 竣工、供用開始

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- 建築工事

7年目

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- 建築工事

8年目

<老人福祉センター竹寿苑以外>

- 竣工、供用開始

(資料編)

「向日が丘支援学校保護者対象アンケート調査（平成31年1月）」の結果概要

※ 支援学校児童生徒 144名の保護者に対して自由記述によるアンケート調査を実施
 回答は39名(27.1%)、延べ回答数139件

分類	共生型福祉施設として整備を期待する施設・機能等（自由記述）	回答数
老人福祉センター竹寿苑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立した施設ではなく、障がいの施設と関連をもたせてほしい（障がい者の緊急入所など）。 ・ 障がいのある高齢者や障がいの子を持つ親の利用を優先してほしい。 ・ 老人福祉よりも障がい福祉をメインで整備してほしい。 ・ 親が老いた時、子と一緒に（又は近くで）入所できる施設 ・ 高齢者向け施設を支援学校（卒業生含む）の生徒との交流の場や仕事の場として活用 	1 1 3 4 1
地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設・グループホーム ・ 重度心身障がいに対応した入所施設（グループホーム） ・ 短期入所、24時間対応、緊急時対応できる施設 ・ 障がい者が地域で自活できるように家事などの自立訓練や宿泊練習ができる場所 ・ 生活介護、就労継続支援A型・B型・就労移行支援・自立訓練などの日中活動の場 ・ 医療ケアの必要な人や、てんかん、肢体不自由等の受け入れが難しいとされる人の受け入れ ・ 入浴サービスの場、毎日入浴できるようにしてほしい。 	14 5 13 4 6 2 3
児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センター（特に医師の診察や発達検査、PT・ST・OTなどの療育体制の充実） ・ 花ノ木医療センターのような障がい者の医療に長けた施設 ・ 子どもから大人までPT・OT・STなどを受けられる施設 ・ 歯科センター、耳鼻科 ・ 放デイの施設（学校との連携も取りやすい） 	6 3 3 2 3
支援学校との連携機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労施設、在学中から就労体験できる施設が身近であればよい。 ・ 学校の中にカフェや売店を作って学校の教材として活用を。 ・ 就労体験としてのカフェや食堂等（就職できる場、交流の場、保護者同士のつながりの場） ・ 向日が丘の卒業生が入学できる、手に職をつける専門学校を（訓練校）を作ってほしい。 ・ 施設・構想を詰め込みすぎないように、不審者対策や飛び出し等安全面に配慮を。 ・ セキュリティを強化しつつ、関係者はもっと簡単に門を開けることが出来るようにしてほしい。 ・ プールや池への転落防止策をしっかりと講じてほしい。 ・ 地域住民との交流の場（遊びや趣味活動） ・ 支援学校卒業後、日中活動の後に過ごせるような場(放デイの大人版) ・ 室内型運動遊具（遊具やアスレチック系のもの）、体操スペース（教室）、室内温水プール（障がい者優先のスイミングスクール）、音楽鑑賞できる場所、陶芸や工作場（就労的なものと趣味、余暇として利用できる場） 	6 1 2 1 5 1 1 2 5 2
福祉人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉人材育成に関してはまだまだ足りていない。 	1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前から教育、就労まで連携した切れ目のない支援 ・ 保護者が悩んでいる時に、相談や支援グッズや参考本などの貸し出しがあればよい。 ・ 相談支援の方と話すスペース ・ 療育手帳の更新に伴う発達検査や市役所での手続きが全て同じ場所で行えるようにしてほしい。 ・ 先天性の障がい（例えば染色体異常、脳性まひ等）を抱える子どもだけでなく、後々発達障がいと診断され、困難を抱える子どもやその家族が相談できる場所 ・ 卒業してからも同じ場所で過ごせるのはいい。送迎バスもあればさらにいい。 ・ 立地的に駅から遠く、人の往来も少ない場所なので、せめて道路に面した立地とし、地域住民だけでなく遠方の方も出入りしやすいような構造物を。 ・ 慣れない場所が苦手な子どもにとっては、一箇所で色々なことが済ませられるのはありがたい。 ・ バスの台数を増やしてほしい。 ・ 外観を明るくしてほしい。 ・ 今の支援学校のように閉鎖的な空間ではなく、もっと家族や地域の方が自由に行き来できる場所であってほしい。 ・ 環境の変化が自閉症の子どもたちに負担にならないように、また、感染症等の蔓延防止のためにも各 	5 2 2 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1

	施設を完全に柵などで区切ってほしい。	
	・乳幼児からお年寄りまで気軽に利用できる施設（カフェ、食堂、ジム、図書館、遊びのスペースなど）	4
	・弱者ばかりを集めすぎの気がする。しかも郊外に。	1
	・光明寺の観光客が増える時期にはムコフェスのように観光客を狙ったイベントをしてはどうか。	2
	・乙訓の特産物を扱う道の駅の併設（障がい者が就労している）や季節ごとのイベントを行える広場、スーパー銭湯など	1
	・就労活動で作った物を販売するお店や喫茶、ワンちゃん連れで来れるガーデンなど開放的な空間に。	1
	・災害時に唯一頼れる場所となると思うので、その対策がほしい。	1
	・車いすや座位保持などが作れるようになってほしい。	1
	・ICTを導入した教育の場の提供	1
	・寄宿舎を残してほしい。ショートステイや生活訓練室ではかわりがきかない。	6